

令和4年度

第6回大分県教育委員会 議事録

日 時 令和4年6月23日(木)
開会13時35分 閉会14時10分

場 所 教育委員室

令和4年度
第6回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

第1号議案 教育職員免許状の更新等に関する規則の廃止等について

第2号議案 教職員の懲戒処分について

第3号議案 教職員の懲戒処分について

(2) 報 告

① 令和5年度教員採用選考試験の出願状況について

(3) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長	岡 本 天津男
	委 員 (教育長職務代理者)	林 浩 昭
	委 員	岩 崎 哲 朗
	委 員	高 橋 幹 雄
	委 員	鈴 木 恵 代
	委 員	岩 武 茂 代
事務局	理事兼教育次長	渡 辺 登
	教育次長	三 浦 一 雄
	教育次長	内 海 真理子
	教育人事課長	大 和 孝 司
	教育改革・企画課 主幹 (総括)	新 貝 隆
	教育改革・企画課 主査	得 丸 祐 輔
	教育改革・企画課 主任	安 長 理 生

2 傍聴人

4 名

開会・点呼

(岡本教育長)

委員の出席確認をいたします。

本日は、全委員が出席です。

それでは、ただ今から、令和4年度第6回教育委員会会議を開催します。

署名委員指名

(岡本教育長)

本日の議事録の署名については、高橋委員にお願いします。

会期の決定

(岡本教育長)

本日の会議はお手元の次第のとおりです。会議の終了は14時10分を予定していますので、よろしくお願いします。

議 事

(岡本教育長)

始めに、会議は原則として公開することとなっていますが、第2号議案及び第3号議案については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(岡本教育長)

第2号議案及び第3号議案については、非公開といたします。

(岡本教育長)

本日の議事進行は、始めに公開による議事を行った後、非公開による議事を行います。

【議案】

第1号議案 教育職員免許状の更新等に関する規則の廃止等について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(岡本教育長)

それでは、第1号議案「教育職員免許状の更新等に関する規則の廃止等について」提案しますので、教育人事課長から説明をしてください。

(大和教育人事課長)

第1号議案「教育職員免許状の更新等に関する規則の廃止等について」説明します。

今回の改正は、令和4年7月1日に教員免許更新制が発展的に解消されることに伴い、関係規則の整備を行う必要があるため提案します。

資料4ページ及び5ページをご覧ください。

今回廃止する教育職員免許状の更新等に関する規則は「2 規則の概要」の「(1) 更新規則の概要」に記載のとおり、本県における教員免許状の更新等手続きについて、必要事項を定めています。また、一部改正を行う教育職員免許状に関する規則は「2 規則の概要」の「(2) 免許規則の概要」に記載のとおり、教育職員免許状の授与に係る申請方法等を定めています。

教育職員免許状の更新等に関する規則の廃止等の理由は「3 廃止等の理由」に記載のとおり、その時々で求められる教員としての資質能力を保持することを目的として、平成21年4月1日に導入された教員免許更新制を発展的に解消する法改正が実施されたことによるものです。教員免許更新制は教育職員免許状の効力と関連をさせることにより、全ての教員に一定の学習を求める制度でしたが、10年に1度の講習では、常に最新の知識を学び続けていくことと整合的ではないという課題があり、中央教育審議会の提言を受け、現行の教員免許更新制が解消されることとなりました。

法改正の概要については、資料5ページの「(2) 法改正の概要」をご覧ください。

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律が令和4年5月18日に公布され、任命権者等による研修等に関する記録の作成等に関する規定が整備されるとともに、現行の教員免許更新制に関する規定が削除されました。併せて、教育職員免許法施行規則の一部が改正され、関係規定の整備が行われました。

教員免許更新制解消後の教員免許状の取扱いについては、「(3) 更新制の発展的解消後について」の「ア 免許状の取扱い」に記載のとおり、改正法の施行日である令和4年7月1日現在において、有効な教育職員免許状を所有する場合は、手続き等の必要はありません。施行日前日の令和4年6月30日までに失効した教育職員免許状については、再授与の申請をすることにより、再び有効な

教育職員免許状を所有することが可能となります。また、旧教育職員免許状の取得者のうち、修了確認期限において、教員でないために、「休眠」となっている場合は、令和4年7月1日以降については、特段の手続きをしなくても、有効な教育職員免許状となります。

「4 廃止等の内容」の「(1) 更新規則の廃止」に記載のとおり、令和4年7月1日以降に更新等手続をとることがなくなるため、教育職員免許状の更新等に関する規則は廃止します。

「(2) 免許規則の一部改正」の「ア 条ずれの整備」に記載のとおり、免許法及び免許法施行規則の一部改正により生じた条ずれ等を整備します。また、「イ 特別免許状の様式改正」に記載のとおり、特別免許状の様式についても改正をしておりますが、教育職員免許法施行規則において定められた普通免許状の様式から「有効期間の満了の日」が削除されたため、各都道府県の教育委員会規則において、定めることとされている特別免許状の様式についても改正するものです。

施行期日については、改正法及び法施行規則の施行日に合わせ、令和4年7月1日としております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

(岡本教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議します。

ご質問・ご意見はありませんか。

(林委員)

10年に1度の講習を受講することにより、教員免許を更新する制度を廃止するということですが、廃止後も教員の資質を保持及び向上するために県教育委員会で講習等を新たに実施する必要があると思いますが、どのように対応する予定ですか。

(大和教育人事課長)

今後どのような研修が必要なのかということについては、今夏に文部科学省から新たに指針として示される予定となっておりますので、それを踏まえて研修の実施等の必要な対応を実施する予定です。

(岡本教育長)

その他、よろしいでしょうか。

それでは、第1号議案の承認についてお諮りします。承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(岡本教育長)

第1号議案については、提案のとおり承認します。

【報 告】

① 令和5年度教員採用選考試験の出願状況について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(岡本教育長)

次に、報告第1号「令和5年度教員採用選考試験の出願状況について」教育人事課長から説明をしてください。

(大和教育人事課長)

報告第1号「令和5年度教員採用選考試験の出願状況について」説明します。

資料1ページの「2 出願状況について」併せて「1 出願者数等(対前年度比較)」の表をご覧ください。

まず「第1志望」と「第2志望」の合計の「延べ出願者数」は、前年度に比べ全体で114人減の1,267人です。減少の要因としては、第1次試験免除制度の拡充により、第1次試験免除者が前年度に比べ74人増加した影響もあり、併願者が39人減となったことでもあります。第1次試験免除者は、併願ができません。

実出願者数である「第1志望」の出願者数は、前年度に比べ全体で75人減の1,097人です。

特別選考につきましては、全体で16人増の64人となりました。

出願倍率は、一般選考の小中学校連携教諭と栄養教諭で昨年度と比べ高倍率となりましたが、その他の試験区分では低下しております。

「1 出願者数等(対前年度比較)」の表には記載していませんが、新卒者の出願者数は、前年度と比べて、28人減の413人となっております。

他県教諭特別選考の出願者数は昨年度に比べ18人増です。出願者数の内訳は、小学校17人、中学校10人、高等学校9人、特別支援学校5人、養護教諭4人となっております。

「3 出願状況のまとめ」に記載していますが、全国的な競争倍率低下の解消が課題となっており、本県においても昨年度より出願倍率が低下する厳しい状況です。

今後とも、出願者数の確保を重要な課題として取り組みます。試験内容だけでなく、「大分の教員の魅力」や「大分で働くことの魅力」などについて、オンライン形式の説明会などにより積極的に発信していきたいと考えています。

「4 今後の日程」についてですが、第1次試験が7月10日(日)、第2次

試験が8月6日（土）から8月12日（金）までの間の指定する日、第3次試験が9月17日（土）から9月25日（日）までの間の指定する日となっております。

資料2ページについては、各教科・科目等別の出願状況となっております。報告については、以上です。

（岡本教育長）

ご質問・ご意見はありませんか。

（岩崎委員）

試験実施日は近隣の県と同一ですか。

（大和教育人事課長）

第1次試験の実施日は九州各県と同一です。

（鈴木委員）

他県教諭特別選考の出願者数が増加していることは、出願者数の確保に向けた取組を実施した成果ですので、要因を分析し、次年度以降に活用してほしいと思います。

（大和教育人事課長）

他県教諭特別選考への出願者数の増加については、出願条件を1年間緩和したことが要因であると考えています。

（岩崎委員）

小学校教諭と小中学校連携教諭の出願倍率は1.0倍と極めて危機的な状況にあると思いますが、九州各県も同じような状況ですか。

（田所主幹（総括）〔教育人事課〕）

九州各県の小学校教諭の出願倍率は、福岡県及び長崎県、熊本県が1.3倍、佐賀県が1.4倍、沖縄県が3.8倍となっております。

（岩崎委員）

九州各県の中でも大分県の出願倍率が低くなっている大きな原因は何ですか。また、採用する教員の質に影響があるのではないですか。

（大和教育人事課長）

出願倍率については、採用予定者数により大きく変化し、採用予定者数が少ないと相対的に上昇するので、九州各県と比べて、大分県が特別に厳しい状況ということはないと考えています。出願倍率の低さによる採用する教員の質の低下に

については、合格の基準ラインを設けており、採用する教員の質を確保しています。

(岩崎委員)

前ほどの質問ですが、出願者数が九州他県に比べて少ない原因は何ですか。

(大和教育人事課長)

新卒者の出願者数が昨年に比べて若干減少したことが一因だと考えています。

(高橋委員)

大分大学の出願者数は減少していますか。

(大和教育人事課長)

小学校教諭については、新卒者の出願者数が12人減です。

(高橋委員)

教員の魅力がなかなか伝わらない現状があると思います。大学等で出前授業を行うなどの対策を講じてはいかがですか。最近、教員の本来の業務以外の良くない情報が先行していると思います。そのような情報を払拭するように試行錯誤をしてほしいと思います。

(岩武委員)

通っている学校の先生の姿を見て、教員になりたいという思いを抱いている子どももいると思います。しかし、教員になった際の様々な負担感などを考え、大変という思いが子どもの中だけで先行している可能性があると思います。学校現場をどのように改善すれば、子どもが教員という仕事に魅力を感じてくれるのかを考える必要があると思います。低い出願倍率は全国的な問題でもあるので、大分県が他の県より先に学校現場の環境を改善し、若い教員が生き生きと働ける環境にしていくことが喫緊の課題だと思います。

(鈴木委員)

私の知人が小学校教諭を受験しない理由として、専門の教科以外を教えることへの負担感を挙げていました。今後、小学校において教科担任制が進むことにより、その負担感を感じる受験者も少なくなると思います。得意な教科を教えたいという思いを持っている受験者も多いのではないかと思います。小学校教諭は全ての教科を一定の水準で教えなければならないため、教科担任制の導入などにより学校現場が変わりつつあるということを発信してはどうかと思います。私の子どもが通う小学校では、中学校の先生が授業を行っている教科もあります。そのような取組も発信してほしいと思います。

(岡本教育長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開の議事でその他、何かありますか。

(岡本教育長)

では、非公開の議事を行いますので、傍聴人は退出してください。

【議案】

第2号議案 教職員の懲戒処分について

(3課〔教育改革・企画課、教育人事課、義務教育課〕入室)

(岡本教育長)

それでは、第2号議案「教職員の懲戒処分について」提案しますので、教育人事課長から説明をしてください。

(説明)

(岡本教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議します。ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(岡本教育長)

第2号議案の承認についてお諮りします。第2号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採決)

(岡本教育長)

第2号議案については、提案どおり承認いたします。

第3号議案 教職員の懲戒処分について

(3課〔教育改革・企画課、教育人事課、高校教育課〕入室)

(岡本教育長)

それでは、第3号議案「教職員の懲戒処分について」提案しますので、教育人事課長から説明をしてください。

(説 明)

(岡本教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議します。ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(岡本教育長)

第3号議案の承認についてお諮りします。第3号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(岡本教育長)

第3号議案については、提案どおり承認といたします。

(岡本教育長)

最後にその他、何かありますか。

(岡本教育長)

それでは、これで令和4年度第6回教育委員会会議を閉会します。
ありがとうございました。